

**小規模多機能型居宅介護事業所オリーブの花**  
**(指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護) 利用料金表**

【基本サービス費について】

区分・介護度		基本単位 (1月あたり)		
		1割	2割	3割
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1	3,438	6,876	10,314
	要支援2	6,948	13,896	20,844
	要介護1	10,423	20,846	31,269
	要介護2	15,318	30,636	45,954
	要介護3	22,283	44,566	66,849
	要介護4	24,593	49,186	73,779
	要介護5	27,117	54,234	81,351

※介護保険の対象となる上記「基本単価」及び別紙「加算」については、1か月ごとの包括費用（定額）となります。そのため、サービスの利用回数等を変更された場合も月の利用料は変更されません。

**小規模多機能型居宅介護事業所オリーブの花**  
**(指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護) 利用料金表**

【加算について】

項番	加算項目	単位区分	基本単位
1	初期加算	1日につき	30単位
2	認知症加算Ⅰ	1か月につき	800単位
3	認知症加算Ⅱ	1か月につき	500単位
4	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき	200単位
5	若年性認知症入所者受入加算	1か月につき	800単位
6	看護職員配置加算Ⅰ	1か月につき	900単位
7	看護職員配置加算Ⅱ	1か月につき	700単位
8	看護職員配置加算Ⅲ	1か月につき	480単位
9	看取り連携体制加算	1日につき	64単位
10	訪問体制強化加算	1か月につき	1000単位
11	総合マネジメント体制強化加算	1か月につき	1000単位
12	生活機能向上連携加算Ⅰ	1か月につき	100単位
13	生活機能向上連携加算Ⅱ	1か月につき	200単位
14	口腔・栄養スクリーニング加算(6月毎)	1回につき	20単位
15	科学的介護推進体制加算	1か月につき	40単位
16	サービス提供体制強化加算Ⅰ	1か月につき	750単位
17	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1か月につき	640単位
18	サービス提供体制強化加算Ⅲ	1か月につき	350単位
19	介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の	×10.2%
20	介護職員処遇改善加算Ⅱ	合計単位数の	×7.4%
21	介護職員処遇改善加算Ⅲ	合計単位数の	×4.1%
22	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の	×1.5%
23	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	合計単位数の	×1.2%

	要件
1	入所した日から起算して30日以内の期間について算定します。また、30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も、同様とします。
2	日常生活自立度Ⅲ以上に該当するご利用いただく方に対して、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
3	要介護2以上あり、日常生活自立度Ⅱに該当するご利用いただく方に対して、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
4	医師が、在宅での生活が困難であり、かつ緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断したご利用いただく方に対し、サービスを行った場合に算定します。

5	若年性認知症入所者に対して、指定小規模多機能型居宅介護サービスを行った場合に算定します。
6	専属の常勤の正看護師を1名以上配置している場合に算定します。 ※7,8との同時算定はしません。
7	専属の常勤の准看護師を1名以上配置している場合に算定します。 ※6,8との同時算定はしません。
8	常勤換算法による常勤の看護職員を1名以上配置している場合に算定します。 ※6,8との同時算定はしません。
9	ご利用いただく方、又はご家族の同意を得た上で、上記6を算定していて、かつ看取り期におけるサービス提供を行った場合に、死亡日及び死亡日以前30日以下について算定します。
10	訪問サービス担当職員を2名以上配置し、1月あたりの延べ訪問回数が一定以上である場合に算定します。」
11	ご利用いただく方の心身の状況や生活環境の変化に応じ、各専門職が共同し計画の見直しを行い、地域と積極的に交流し、サービスの質を継続的に管理している場合に算定します。
12	訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所の医師、リハビリ等の専門職の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成・実施した場合に1月に限り算定します。 ※13との同時算定はしません。
13	サービス提供責任者が、訪問リハビリテーションに同行する等により、ご利用いただく方の身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成・実施した場合に3月に限り算定します。 ※12との同時算定はしません。
14	歯科医師又は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定します。
15	ADL値・栄養状態等ご利用いただく方の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、その情報を適切かつ有効に活用している場合に算定します。
16	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※17,18との同時算定はしません。
17	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※16,18との同時算定はしません。
18	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※17,18との同時算定はしません。
19	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※20,21との同時算定はしません。
20	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※19,21との同時算定はしません。
21	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※19,20との同時算定はしません。
22	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※23との同時算定はしません。
23	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※22との同時算定はしません。

※「基準」とは、「別に厚生労働大臣が定める基準」をいいます。

**小規模多機能型居宅介護事業所オリーブの花**  
**(指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護) 利用料金表**

**【食費について】**

区分	利用料金 (1食あたり)
朝食	230円
昼食	700円
夕食	620円

※嚥下食については、1食あたり50円加算されます。

**【居住費（泊りの部屋代）について】**

区分	利用料金 (1泊あたり)
一律	2,200円

**【その他の利用料金について】**

	項目	概要	利用料金
1	電気料金	お持ち込みになられた、電気製品1点毎に使用料（電気料金）をいただきます。	50円/日
2	オムツ代	購入商品の実費をご負担いただきます。	実費
3	レクリエーション活動	ご利用いただく方の希望により、レクリエーション活動に参加していただくことができます。	材料代等の実費
4	ご利用料金支払手数料 (マリンネット)	利用請求書に記載されている請求金額に引落手数料を加算して引落しさせていただきます。	100円+消費税